

## 調 達 公 告

下記の事業を総合評価一般競争入札により実施します。

については、下記の入札参加資格条件を満たし、入札参加を希望する者は必要応募書類を提出してください。

次に定める事項のほか、地方自治法施行令、湯梨浜町財務規則及びその他入札に関する規則等で規定する事項を承知の上、応募してください。

令和3年4月23日

湯梨浜町長 宮脇 正道



### 1 事業内容

(1) 事業名称 湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業

(2) 事業場所 東伯郡湯梨浜町大字長江地内及び大字松崎地内

(3) 事業概要

本事業は、レークサイド・ヴィレッジゆりはま内の町有地（以下、「新・長江団地用地」という。）において新・長江団地及びその附帯施設等（宅地造成、供給処理施設、排水施設、道路等の基盤整備を含む）の設計・建設等を行う。また、既存住宅等の解体撤去等を行い、上町団地用地において新・上町団地及びその附帯施設等の設計・建設等を行うものである。

なお、新・長江団地用地、上町団地用地及び既存住宅等の土地をあわせて「事業用地」、新・長江団地、新・上町団地及びそれらの附帯施設等をあわせて「整備住宅等」という。

(4) 事業方式の概要

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、「PFI法」という。）に基づき実施するものとし、BT（Build Transfer）方式とする。

本事業の実施に際して、町と事業契約を締結し事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）は、事業用地内に存在する既存住宅等の解体撤去等及び整備住宅等の設計・建設等を行い、町に所有権を移転し、引き渡す。

(5) 事業の契約期間

本事業に係る契約期間は、事業契約の締結日から令和7年3月24日までとする。

(6) 予定価格

本事業の予定価格は、下記のとおりである。

1, 016, 400, 000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

なお、町は予定価格の算出根拠を公表せず、また最低制限価格については設定しない。

(7) 業務範囲

本事業において事業者が実施する業務範囲は、湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）のとおり。

### 2 入札参加者等の構成

(1) 入札参加者の構成については、次のとおりとする。

ア 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

(ア) 入札参加者は、町の求める性能を備えた整備住宅等を設計、建設することができる企画力、

資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業により構成されるグループ（以下、「参加グループ」という。）とする。参加グループは、代表企業を定め、それ以外の企業は構成企業とする。

- (イ) 入札参加者は、整備住宅等を設計する企業（以下、「設計企業」という。）、既存住宅等の解体や整備住宅等を建設する企業（以下、「建設企業」という。）、整備住宅等の建設工事を監理する企業（以下、「工事監理企業」という。）、入居者の移転を補助する企業（以下、「入居者移転補助企業」という。）により構成される。
- (ウ) 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社（以下、「SPC」という。）を設立しても構わない。ただし、SPCを設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければならない。
  - ① 落札者となった参加グループのうち代表企業及び建設企業は、必ずSPCに出資すること。
  - ② 代表企業は、SPCの出資者のうち最大の出資を行うこと。
  - ③ 出資者である企業は、契約期間が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行わないこと。

#### イ 代表企業の選定

- (ア) 入札参加者は、参加グループの「建築一式工事」に登録されている建設企業の中から代表企業（特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）の場合は代表者）を定め、入札参加表明時の入札参加資格審査提出書類にて明らかにする。
- (イ) 代表企業は、建設業法に基づく主たる営業所を鳥取県内に有する者とする。
- (ウ) 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについて責任を負う。なお、代表企業及び構成企業が負担する詳細な責任の内容については、事業契約書（案）において提示する。

#### ウ 代表企業及び構成企業の構成要件

建設企業は、工事監理企業の業務を実施することはできないものとし、工事監理企業は資本関係又は人的関係について次の①から⑤までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 工事監理企業が、建設企業の発行済み株式の50%を超える株式を所有している。
- ② 工事監理企業が、建設企業の資本総額の50%を超える出資をしている。
- ③ 各建設企業が所有する工事監理企業の株式の合計が、発行済み株式の50%を超えている。
- ④ 各建設企業が出資する、工事監理企業の資本の合計が、資本総額の50%を超えている。
- ⑤ 工事監理企業の代表権を有する役員が、建設企業の代表権を有する役員を兼ねている。

#### エ 複数応募の禁止

参加グループの代表企業、構成企業及びそれらの企業と資本関係又は人的関係のある者（下記（ア）、（イ））は、他の参加グループの代表企業及び構成企業になることはできない。

##### （ア） 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

オ その他

- (ア) 代表企業及び構成企業から業務を直接受託し又は請け負う者を協力企業とする。
- (イ) 落札者となった入札参加者が、本事業を遂行するために SPC を設立する場合には、SPC から直接業務を受託することができるのは、代表企業及び構成企業のみとする。

(2) 入札参加者等の参加資格要件

ア 代表企業及び構成企業の共通参加資格要件

参加グループの代表企業及び構成企業は、入札参加申込書の受付日において、次のいずれにも該当しない者とする。

- (ア) 湯梨浜町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者。
- (イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (ウ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (エ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けている者。
- (オ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者。
- (カ) 湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業民間事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。
- (キ) 次のいずれかに該当する者。
  - a 法人でない者。
  - b 次のいずれかに該当する者。
    - ・旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
    - ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
    - ・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
    - ・旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。

- c. 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
  - ・成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
  - ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
  - ・禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。
  - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。
- d. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人。
- e. その者の親会社等がbからdまでのいずれかに該当する法人。

#### イ 代表企業及び構成企業の個別参加資格要件

参加グループの代表企業及び構成企業は、入札参加申込書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて備えていることとする。

なお、事業者がSPCを設立する場合にあつては、SPCから(ア)から(エ)の企業として業務を受託する者も同様とする。

##### (ア) 設計企業

設計企業は、次の要件をすべて満たしていることとする。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。また、単独の設計企業同士による業務実施に比べて効果的に業務を実施できる場合には設計共同体(以下、「設計JV」という。)の組成を可能とし、設計代表者とすべての設計構成員が当該要件をすべて満たしていること。

- ① 令和3・4年度湯梨浜町競争入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。
- ② 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ③ RC造の共同住宅で、かつ延床面積500㎡以上又は10戸以上の新築工事(以下、「参加資格要件工事」という。)の基本設計及び実施設計の実績を有していること。なお、複数の者が業務を分担する場合、又は設計JVを組成する場合は、主たる設計業務を行う者(設計JVの場合は設計代表者)が基本設計及び実施設計の実績を有していることとし、他の者はいずれかの実績を有していること。ただし、基本設計及び実施設計のいずれかのみの実績を有する者は、実績の範囲内でのみ業務を分担することができる。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したものに限る。(同日において工事中であるものを含む。以下同じ。)
- ④ 設計企業と入札参加申込書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を配置できること。なお、落札後、町が必要と認めた場合、設計企業は配置予定技術者(管理技術者)を変更することができる。

##### (イ) 建設企業

建設企業は、単体企業又はJVとする。単体企業で応募する場合には次の③から⑦の要件をすべて

満たすこと。JV を組成する場合は次の①及び②の要件を満たすこととし、代表者は次の③から⑦の要件を、その他の構成員は次の③から⑥の要件をすべて満たすこととする。

- ① 代表者及び構成員のいずれもが資格者名簿の「土木一式工事」又は「建築一式工事」に登録されている場合は甲型 JV（以下、「共同施工方式」という。）、それ以外の場合は乙型 JV（以下、「分担施工方式」という。）とする。
- ② 共同施工方式の場合、次の a から d の要件を満たすこととする。分担施工方式の場合、次の a 及び b の要件を満たしていることとし、構成員の数及び分担工事額については参加グループの提案に委ねる。
  - a JV には、建設業法第 3 条第 1 項の営業所のうち主たる営業所を湯梨浜町内に有する者（以下、「町内建設業者」という。）を 1 者以上含むこと。
  - b JV の代表者は出資比率又は分担工事額が JV を構成する企業の中で最大である者であって、単独の企業であること。
  - c JV を構成する企業数は 2 者又は 3 者であること。
  - d 1 構成員当たりの出資比率は、構成する企業数が 2 者の場合は 30% 以上、3 者の場合は 20% 以上であること。

※共同施工方式、分担施工方式の詳細については国土交通省ホームページを参照のこと。

- ③ 建設企業は、資格者名簿の「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」、「管工事」のうち、当該企業が実施する工事に対応した工種（以下、「対象工種」という。）に登録していること。
- ④ 町内建設業者にあつては、鳥取県の令和 3・4 年度建設工事入札参加資格認定の対象工種の格付等級が C 級以上であること。町内建設業者以外の者にあつては建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、資格者名簿の対象工種に該当する種類（「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」）について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ⑤ 建設業法第 26 条第 2 項の規定による監理技術者又は主任技術者（以下、「監理技術者等」という。）を専任で配置すること。なお、原則、監理技術者等の変更は認めないが、町が必要と認めた場合に限り、監理技術者等を変更することができる。
- ⑥ 配置する監理技術者等は、代表者及び構成員と入札参加申込書の受付日から起算して過去 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、次に掲げる要件を満たすこと。
  - a 監理技術者は、業務に必要な建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証を有し、同法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者であること。
  - b 主任技術者は、同法第 7 条第 2 号に規定する認定者のうち業務に必要な国家資格を取得した者であること。
  - c 代表者が配置する技術者は監理技術者とし、総括監理技術者として町との窓口役となるとともに、構成員の監理技術者等を総括すること。
- ⑦ 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JV として有する工事実績については、出資比率 20% 以上（2 社の場合は 30% 以上）の場合に限る。

#### (ウ) 工事監理企業

工事監理企業は、次の要件をすべて満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件をすべて満たしていること。また、単独の工事監理企業同士による業務実施に比べて効果的に業務を実施できる場合には工事監理共同体（以下、「工事監理 JV」という。）の組成を

可能とし、工事監理代表者とすべての工事監理構成員が当該要件をすべて満たしていること。

- ① 資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項又は第3項の規定に基づく一級建築士事務所として登録されていること。
- ③ 参加資格要件工事の工事監理の実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去10年間に竣工したものに限り。
- ④ 工事監理企業と、入札参加申込書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。）を建設業務実施中に専任で配置できること。なお、原則、工事監理者の変更は認めないが、町が必要と認めた場合に限り、工事監理者を変更することができる。

#### (エ) 入居者移転補助企業

入居者移転補助企業は、次の要件を満たしていること。なお、複数の者が業務を分担する場合は、すべての者が当該要件を満たしていること。

- ① 資格者名簿のいずれかの業種分類に登録されていること。

### 3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

#### (1) 募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）を採用する。

#### (2) 選定の手順及び体制

本事業の落札者の選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとし、選定委員会を通じて学識経験者等の意見を聴取する。

町は、本事業における落札者の選定において、公平性及び透明性を確保することを目的に、学識経験者等で構成される選定委員会を設置している。

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、本業務に係る対価による「定量的事項」と、事業提案書の提案内容（「事業実施計画等」、「施設計画」、「施工計画」等）による「定性的事項」について総合的に審査を行い、落札者候補として最も適当な者を選定する。選定委員会は町に選定結果を答申し、町は、その結果に基づき落札者を決定する。

町は、選定の結果について落札者の決定後に「審査講評」「入札参加者」「契約の相手方」等をホームページにおいて公表する。

### 4 入札手続き等

入札参加に関する手続き等は下記のとおりとし、手続き等はすべて平日に行うこととする。なお、平日とは月曜日から金曜日までを指し、土曜日、日曜日及び祝日は含まない。

#### (1) 入札公告、入札説明書等の公表

公表日時 令和3年4月23日（金）

公表方法 湯梨浜町ホームページ（以下、「ホームページ」という。）

#### (2) 資料の閲覧、事業内容説明並びに事業用地及び既存住宅等の現地調査

##### ア 資料の閲覧

本事業に関し、要求水準書に記載している閲覧資料の閲覧を希望する者は、資料を閲覧することができる。希望者は、下記の要領で申し込みを行う。

申込期間 入札公告後から令和3年6月30日(水)午後4時まで  
手続き 「資料閲覧申込書(様式1-7)」に必要事項を記入の上、申込期間内に下記申込先に提出すること。入札参加者は、予め指定した時間に下記の閲覧場所にて、資料を閲覧する。また、希望者には閲覧資料のデータを配布する。

申込先・  
貸与場所 〒682-0723  
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1  
湯梨浜町町民課  
電話：0858-35-5318  
電子メール：ychomin@yurihama.jp

#### イ 事業内容の概要説明

事業内容の概要説明を希望する入札参加者は、下記の要領で申し込みを行うこと。

申込期間 入札公告後から令和3年4月30日(金)正午まで  
開催日時 令和3年5月7日(金)のうち、町の指定する時間  
手続き 「事業内容説明並びに現地調査申込書(様式1-8)」に、必要事項を記入の上、申込期間内にPDF形式で、電子メールにて下記申込先に送信すること。メールタイトルは、「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 事業内容説明並びに現地調査申込」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。  
なお、「事業内容説明並びに現地調査申込書(様式1-8)」の原本は、申込期間内に、郵送(配達証明付)又は持参により、下記の提出先に提出のこと。郵送又は持参にて提出する書類には、表に「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 事業内容説明並びに現地調査申込書在中」と朱書きすること。  
持参による場合は平日の午前9時～正午、及び午後1時～午後4時の間、郵送の場合は令和3年5月6日(木)午後4時必着とする。

その他 事業内容の概要説明は、ZOOMを用いてWEB形式で実施する。入札参加者は最大5名(事前に届け出ること)までとし、接続方法は別途連絡する。

申込先 〒682-0723  
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1  
湯梨浜町町民課  
電話：0858-35-5318  
電子メール：ychomin@yurihama.jp

#### ウ 事業用地及び既存住宅等の現地調査

事業用地及び既存住宅等の空き室の見学等の現地調査を希望する入札参加者は、下記の要領で申し込みを行うこと。

申込期間 入札公告後から令和3年4月30日(金)正午まで  
調査日時 令和3年5月10日(月)又は11日(火)のうち、町の指定する時間  
手続き 「事業内容説明並びに現地調査申込書(様式1-8)」に、必要事項を記入の上、申込期間内にPDF形式で、電子メールにて下記申込先に送信すること。メールタイトルは、「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 事業内容説明並びに現地調査申込」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。  
なお、「事業内容説明並びに現地調査申込書(様式1-8)」の原本は、現地調査時に提出すること。  
入札参加者は、予め町が指定した時間に下記の貸与場所に集合すること。その後、

現地調査を希望する入札参加者は、鍵の貸し出し手続きを行い、貸し出し後は、町が指定する返却時間までに、鍵の返却を行うこととする。

その他 現地調査の参加は、最大で5名までとする。また、現地調査を行う場合には、近隣住民の安全及びプライバシーに配慮すること。近隣住民への配慮という点から、現地調査を行う乗入車両は2台までとする。

申込先・

〒682-0723

貸与場所

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留 19 番地 1

湯梨浜町町民課

電話：0858-35-5318

電子メール：ychomin@yurihama.jp

### (3) 第1回入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に記載された内容に関する質問を下記の要領で受け付ける。特段の定めがある場合を除き、これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

受付期間 入札公告後から令和3年5月14日(金)正午まで

提出方法 「入札説明書等に関する質問書(様式1-1)」～「事業契約書(案)質問記入欄(様式1-6)」に、必要事項を記入の上、受付期間内に、電子メールにて下記提出先に送信すること。メールタイトルは「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業入札説明書等に関する質問」と明記すること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

提出先 湯梨浜町町民課

電話：0858-35-5318

電子メール：ychomin@yurihama.jp

### (4) 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年5月下旬を目途に公表することとし、個別に回答を行わない。また、質問を行った者の企業名は公表しない。

### (5) 第2回入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に記載された内容に関する質問を下記の要領で受け付ける。特段の定めがある場合を除き、これ以外による質問及び意見の提出は無効とする。

受付期間 第1回質問への回答の公表日から令和3年6月11日(金)正午まで

提出方法 「入札説明書等に関する質問書(様式1-1)」～「事業契約書(案)質問記入欄(様式1-6)」に、必要事項を記入の上、受付期間内に、電子メールにて下記提出先に送信すること。メールタイトルは「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業入札説明書等に関する質問」と明記すること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

提出先 湯梨浜町町民課

電話：0858-35-5318

電子メール：ychomin@yurihama.jp

### (6) 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの



の、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和3年6月下旬頃を目途に公表することとし、個別に回答を行わない。また、質問を行った者の企業名は公表しない。

(7) 入札参加資格審査提出書類の受付

ア 入札参加資格審査提出書類

入札参加者は、下記の要領により「入札参加申込書」を含む入札参加資格審査（第一次審査）に関する提出書類（以下、「入札参加資格審査提出書類」という。）を町に提出する。

なお、入札参加資格審査提出書類の作成については、「第4-8 提出書類・作成要領」に従うこと。

受付期間 令和3年7月1日（木）～7月2日（金）午後4時まで

提出方法 受付期間内に、郵送（配達証明付）又は持参により、下記の提出先に提出のこと。郵送又は持参にて提出する書類には、表に「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 入札参加資格審査提出書類在中」と朱書きすること。

持参による場合は平日の午前9時～正午、及び午後1時～午後4時の間、郵送の場合は令和3年7月2日（金）午後4時必着とする。入札参加者が指定された日時内に提出を終えない場合、いかなる理由があっても、町は、提出を認めない。

なお、令和3年7月2日（金）の午後4時までに、「審査書類等提出通知（様式1-9）」に必要事項を記入の上、PDF形式で、電子メールにて下記の提出先に送信すること。メールタイトルは「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 入札参加資格審査提出書類提出通知」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

提出先 〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町町民課

電話：0858-35-5318

電子メール：ychomin@yurihama.jp

(8) 入札参加資格審査結果及び事前確認書に関する質疑書の通知

入札参加資格審査（第一次審査）の結果を令和3年7月9日（金）を目途に電子メールにて発送する。入札参加資格審査（第一次審査）の通過者には、あわせて「事業提案に関する事前確認書」に関する質疑書及び提出用の入札書を発送する。

(9) 入札参加資格審査を通過できなかった場合の理由説明受付

入札参加資格審査（第一次審査）を通過できなかった者は、その理由について、書面により下記の要領で説明を求めることができる。

受付期間 令和3年7月12日（月）～7月14日（水）午後4時まで

提出方法 説明要求の書面（様式自由、代表企業の代表者印押印のこと）を作成の上、受付期間内に、下記提出先に郵送（配達証明付）又は持参により提出すること。

郵送又は持参にて提出する書類には、表に「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 入札参加資格審査結果説明要求書類在中」と朱書きすること。

持参による場合は午前9時～正午、及び午後1時～午後4時の間、郵送の場合は令和3年7月14日（水）午後4時必着とする。

提出先 〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町町民課

電話：0858-35-5318

回答結果 説明を求めた者に対し、令和3年7月16日（金）を目途に書面により、郵送にて、回答する。

#### (10) 提案審査提出書類の受付

入札参加資格審査通過者は、下記の要領により「入札書（様式4-1）」及び「入札内訳書（様式4-2）」（以下、「入札書等」という。）を除く本事業に関する事業計画の内容を記載した事業提案書及びその他関連書類（様式4-3～4-13、様式5-1～5-12）（以下、「提案審査提出書類」という。）等の入札時の提出書類を町に提出する。

提案審査提出書類の作成については、入札説明書「第4 8 提出書類・作成要領」に従うこととする。なお、提案審査（第二次審査）においては、入札参加資格審査通過者へのヒアリングを実施する。なお、ヒアリングは令和3年8月27日（金）（予定）の町が指定する時間に行うこととし、ヒアリングの方法は別途通知する。また、ヒアリングに応じない場合は、辞退するものとみなす。入札参加資格審査通過者が指定された日時内に提案審査提出書類を提出しない場合、いかなる理由があっても、町は、提出を認めない。

受付期間 令和3年7月29日（木）～7月30日（金）正午まで

提出方法 受付期間内に、郵送（配達証明付）又は持参により、下記の提出先に提出のこと。郵送又は持参にて提出する書類には、表に「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業提案審査提出書類在中」と朱書すること。

持参による場合は午前9時～正午、及び午後1時～午後4時の間（令和3年7月30日（金）は午前9時～正午まで）、郵送の場合は令和3年7月30日（金）正午必着とする。

なお、令和3年7月30日（金）正午までに、「審査書類等提出通知（様式1-9）」に必要事項を記入の上、PDF形式で、電子メールにて下記の提出先に送信すること。メールタイトルは「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 提案審査書類提出通知」とすること。メール送信後は電話にて受信確認を行うこと。

提出先 〒682-0723

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町町民課

電話：0858-35-5318

電子メール：ychomin@yurihama.jp

#### (11) 入札書等の提出・開札

入札書等を下記日時・場所に持参のこと。入札参加資格審査通過者が指定された日時内に持参しない場合、いかなる理由があっても、町は、提出を認めない。

開札は下記の日時と場所において、原則として、入札参加資格審査通過者又はその代理人の立会いの上、行う。なお、当該開札では、入札参加資格審査通過者の入札金額が予定価格を超えていないことを確認する場とし、予定価格を超えている場合は、その入札参加資格審査通過者は失格とする。また、入札金額の確認の場で入札参加資格審査通過者の入札金額の公表は行わない。

入札書等 入札書等を封筒に入れ厳封し、表に「湯梨浜町松崎・長江地区町営住宅建替・新築事業 入札書」と朱書きすること。

日時 令和3年8月27日（金）午後1時

場所 湯梨浜町役場 第2会議室（本庁舎2階）

## 5 入札参加に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、提案書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したこととする。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### イ 契約保証金

事業者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の額を契約保証金として、契約締結前までに納付しなければならない。ただし、事業者は契約保証金の納付に代えて、湯梨浜町財務規則第106条に掲げる担保を提供することができる。

### (3) 提出書類の取扱い・著作権

提案審査提出書類に関する著作権及び特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

#### ア 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、町は事業提案書及び設計図書の一部を使用できる。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しない。なお、町は、すべての入札参加者の「鳥瞰図・透視図」(様式5-3)及び「事業対象区域配置図・外構計画図・動線計画図」(様式5-4)を審査講評時に公表することを予定している。

#### イ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、町が、工事材料、施工方法、維持管理方法等を指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、町が費用を負担する。

### (4) 町からの提示資料の取扱い

町が提供する資料は、本事業の応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

### (5) 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

### (6) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

### (7) 使用言語及び単位・時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。